

陳情番号	陳情第1号
件名	「保育・障害・高齢職場で働く全ての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情
受付年月日	令和4年11月29日
回付委員会	厚生委員会
<p>( 陳情要旨 )</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大から2年半が過ぎようとしているが、福祉や保育に携わる職員は、収束の兆しが見えない中、命を守る・預かる職場として緊張感の高い状態で働いている。また、職場でクラスターを出さないことはもちろん、家族間やプライベートでも感染しないよう24時間緊張状態で生活しているため、精神的にも負担が増し、離職してしまう福祉・保育職員が後を絶たない。</p> <p>2022年2月からこうしたケア労働者に対する9,000円程度の賃上げが行われ、10月以降も継続されることになった。しかしながら、公的価格評価検討委員会の中間整理では、「今般の経済対策の措置を前提としても、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況である。引き続き人手不足の解消等に向けて、今回の措置の結果も踏まえつつ、更なる処遇の改善に取り組むべきである。処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていることである。」としており、全産業平均との賃金格差を埋めるような抜本的な改善や、コロナ禍、緊張感の高い中で働く福祉・保育労働者に報いるような改善を進める必要がある。</p> <p>また、今回の賃上げは、全ての職員が対象となっていない。障害・高齢職場では、支援の要であるケアマネジャーや相談支援専門員が対象外とされている。ケアマネジャーは今までの処遇改善からも対象外とされてきたことから、現場で働く直接処遇の介護士とも賃金格差ができています。</p> <p>保育職場では、延長保育や子育て支援など、通常保育以外の部分のみを担う職員は対象外とされ、現場からは同じ保育を担っているのにという声が上がっている。病院内で働く職員を支えるための院内保育所では、直営の施設だけが対象とされているが、多くの院内保育所では委託が進んでおり対象外となっている。認可外保育所も対象外とされているが、院内保育所では認可外の施設も多数あり、病院で働く人を支える私たちの改善がないなんてと嘆く声も届いている。</p> <p>自治体独自事業で行っている、地域子育て支援拠点事業、介護の総合事業(単独型)や障害の地域生活支援事業では、自治体管轄の事業で対象外とされていることも問題である。</p> <p>私たち、福祉や保育で働く職員は、1人だけよくなれば大丈夫という仕事をしていない。日々の仕事をしていく中で、福祉の対象者を真ん中に置きながら、家族を含めて365日24時間支えるために全ての職員で保育や支援を続けている。今回のような一部の処遇改善ではなく、全ての福祉保育労働者が、少なくとも全産業平均と比較しても遜色ない賃金水準となるよう、さらなる改善を求める。</p> <p>以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条に基づき、意見書を国に提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 処遇改善事業では直接処遇ではないケアマネジャーや相談支援専門員、延長保育を支える職員なども対象とし、全ての職員が改善できる制度とすること。自治体単独事業でも処遇改善の補助金が出せるよう地方交付税に上乗せをすること。</li> <li>2 院内保育所については病院で働く医療従事者を支える観点から、全ての職員に対し9,000円程度賃金の引上げができるよう補助すること。</li> <li>3 さらに処遇改善を実施し、賃金水準を全産業平均以上にすること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(意見書案文掲載略)</p>	
結 果	令和5年3月23日 内容を了知する。